

令和3年度保育所・認定こども園入所のご案内



海 田 町

(福祉保健部こども課)

平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』が始まりました

平成24年8月に、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律を含めた「子ども・子育て関連3法」に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく『子ども・子育て支援新制度』が、全国で本格スタートしました。

§ 利用のための認定が必要になります

保育所，認定こども園や幼稚園などの利用を希望する保護者の方には，利用のための認定を受けていただく必要があります。

海田町が認定する3つの区分に応じて，利用できる施設（保育所，認定こども園や幼稚園など）が決まります。

3つの認定区分

認定区分	年齢	認定要件	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	教育を希望する場合	幼稚園，認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し，保育を希望する場合	保育所，認定こども園 (保育所部分)
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し，保育を希望する場合	保育所，認定こども園， 地域型保育※(保育所部分)

※現時点において，海田町に地域型保育を行う事業者はありません。

保育の必要量

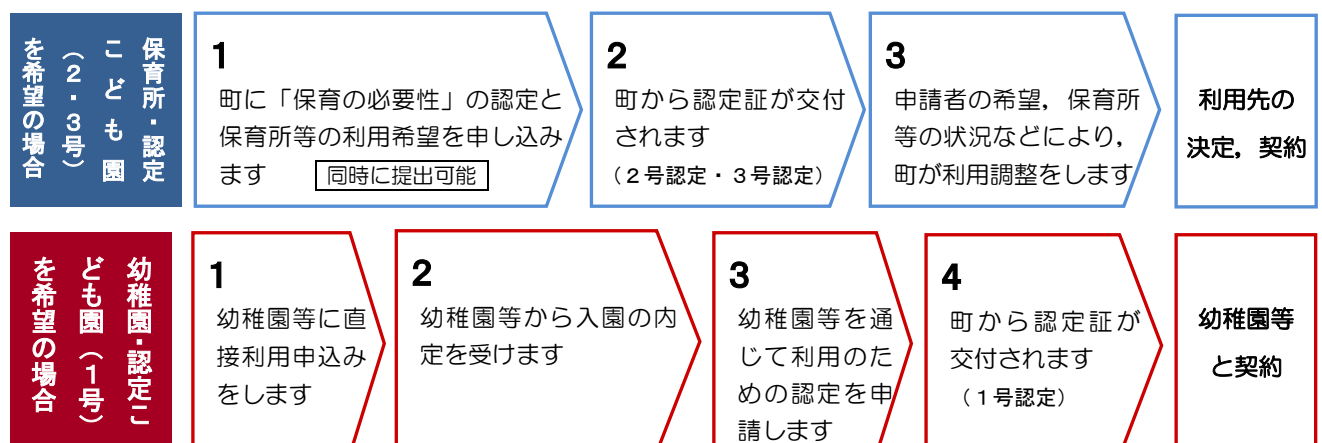
2号・3号認定の場合は，「保育の必要な事由」に応じて，利用時間が次のいずれかに区分されます。

㊤「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間【最長11時間（1日）】

㊦「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間【最長8時間（1日）】

※「保育標準時間」と「保育短時間」では，保育料は異なります。

§ 利用手続きの流れ



保育所・認定こども園（保育認定 2・3号）（以下「保育所等」）とは

保護者が働いている、または疾病などのために、児童を日中家庭で保育することができないとき（「保育の必要な事由」に該当）、必要な時間、保護者にかわって保育するところです。

小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは下の子どもの保育に手がかかるということなどの理由では入所の対象とはなりません。

入所申込みのできる方（保育の必要な事由のある方）

海田町内に住所があり、集団保育が可能な児童で、保護者が次のいずれかの事情に該当する場合には限ります。ただし、入所ができるのは、生後6ヶ月を経過した翌月1日からとなります。

- (1) 保護者が、居宅外または居宅内で仕事をしている場合（ひと月15日以上かつ1日4時間以上の労働）
- (2) 母親が出産前後の場合（概ね産前2ヵ月、産後2ヵ月間）
- (3) 保護者が、疾病もしくは身体・知的又は精神障害がある場合
- (4) 長期にわたる病人や心身に障害のある人を常時介護又は看護している場合
- (5) 災害があった場合
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合（入所日から90日目の属する日の月末まで）。
- (7) 学生または職業訓練生で、月15日以上かつ1日4時間以上在学する場合（自宅学習・自習を除く）
- (8) 虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある場合
- (9) その他（1～8に類する状態にある場合）

※ 育児休業中は、原則、保育を必要とする事由に該当しないため、入所できません。

※ ひと月14日以下及び1日4時間未満のパートは、保育を必要とする事由とみなされません。

※ 求職中で入所をした場合、入所日から90日目の属する月末までに在職証明書の提出がない場合は退所となりますので、ご注意ください。なお、求職中での入所は、原則、一年度に1回となります。（年度が異なっても、連続での入所はできません。）

※ 就労予定で入所した場合、採用後2週間以内に「在職証明書」を提出することにより、継続して入所することができます。ただし、採用後2週間以内に「在職証明書」を提出できない場合は、入所承諾期間の最初の月の月末（1か月間のみ入所）で退所となります。

保育の利用時間

保育の必要量によって利用できる時間が、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。保育を必要とする事由別の保育の必要量については、下表をご覧ください。

保育認定事由	利用時間（保育の必要量）	
	保育標準時間（11時間） （7:15～18:15）	保育短時間（8時間） （8:30～16:30）
①就労	月 120 時間以上の就労	月 60 時間以上の就労
②妊娠・出産	○	
③疾病・負傷・障がい	○	
④介護・看護	月 120 時間以上の介護・看護	月 60 時間以上の介護・看護
⑤災害復旧	○	
⑥求職活動		○
⑦就学・職業訓練	月 120 時間以上の授業等	月 60 時間以上の授業等
⑧虐待・DV	○	
⑨育児休業時の継続利用		○
⑩市町村長が認めるもの	状況に応じて認定	

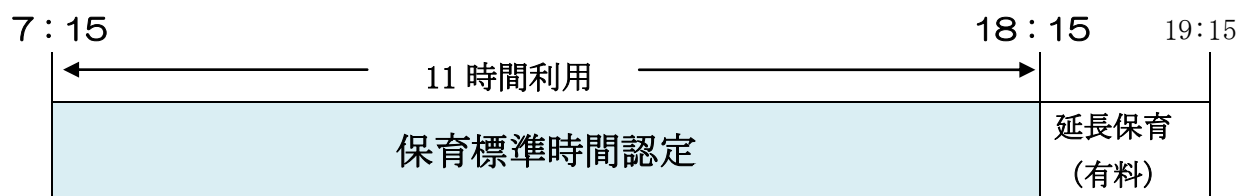
※ 父母のどちらかが保育短時間の要件であれば、「保育短時間」での認定になります。

※ 「保育標準時間」の要件にも関わらず、保護者が「保育短時間」の利用を希望する場合は、「保育短時間」として認定します。〔⑧虐待・DV は除く〕

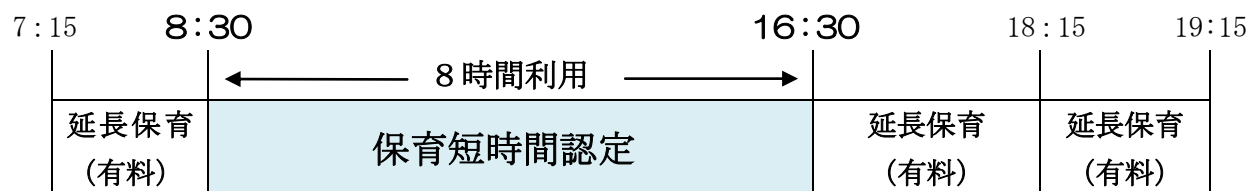
※ 「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育料は異なります。

【保育の利用時間（イメージ図）】

<保育標準時間認定の場合>



<保育短時間認定の場合>



※保育の必要量に応じた認定区分で利用できる時間帯を超える場合は、「延長保育」となります。

申込み受付期間

- 令和2年12月7日（月）～25日（金） 平日8時45分～17時（閉庁日を除く）
ただし閉庁日のうち**12月19日（土）に限り**、臨時受付を実施します（9：00～16：00）。
（訂正箇所があった場合に必要ですので、ご印鑑を持参してください）
◇最終週は大変込み合います。早めの申し込みにご協力ください。
- ※ 育児休業明けで年度途中入所希望の方については、12月申し込みが可能です。（令和3年3月31日までの出産予定の方も含む。）
- 上記受付期間終了後は随時受け付けます。 平日8時30分～17時15分（閉庁日を除く）
- 年度途中の入所希望については、入所希望月の前月10日まで（10日が土・日・祝日で閉庁日の場合は、直後の開庁日まで）に申込書類を提出してください。
- ※ 入所については、原則、各月1日からの利用開始となります。

受付場所

海田町役場 こども課（1階5番窓口）または1階ロビー

問い合わせ先

海田町役場 こども課 電話 082-823-9227

申込みに必要な書類 ①～④の全ての書類が必要です

- ① 令和3年度支給認定申請書兼保育所等入所申込書（児童1人につき1枚必要です。）
- ② 「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類

【父母及び18歳以上65歳未満の同居している祖父母等についてそれぞれ必要です。】

正社員 ※健康保険の被保険者本人に限る		<ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書 ・【シフト勤務，変則勤務の場合】 直近1カ月のシフト表又はローテーション表等
派遣・パート		
育児休業取得者		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得証明書 ・在職証明書 〔※復帰後の予定勤務内容を記載してください。〕 ※ 復帰後は、2週間以内に復職証明書を提出していただきます。
自営	中心者 ※株式会社や有限会社の 代表取締役の方は 『正社員』となります	<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況申告書 ・自営業勤労証明書（直近1ヶ月分） ・タイムスケジュール（町指定様式） ・自営業を証明する書類〔確定申告書の写し（屋号あり）、営業許可証、請負契約書など〕
	協力者	<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況申告書 ・自営業勤労証明書（直近3ヶ月分） ・タイムスケジュール（町指定様式） ・直近3カ月の給与明細書（日数・時間数入りのもの）
内職		<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況申告書 ・自営業勤労証明書（直近3ヶ月分） ・タイムスケジュール（町指定様式） ・直近3カ月の受注状況が確認できる書類
保護者の 疾病・障害		<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（町指定様式） ・障害手帳等【障害者手帳等の交付を受けている方】 ・申立書

介 護・看 護	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護人等の診断書（町指定様式） ・障害手帳等【障害者手帳等の交付を受けている方】 ・申立書（介護内容等を詳しく記載してください） ・タイムスケジュール
災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書 ・申立書
出 産 前 後	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の表紙及び出産予定日の欄の写し ・申立書（保育所等に入所する理由を記載してください） <p>※ 育児休暇期間中は入所できません。</p>
求 職	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動状況申立書 ・今後の求職活動計画書
学 生	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・カリキュラム（出席日数・時間数入りのもの） ・タイムスケジュール

※職場を2つ以上掛け持ちしている方は、タイムスケジュールを提出してください。

※現在就労中等の母親の方でも、妊娠中の方は、産前産後の場合に必要な書類も合わせて提出してください。

※なお、必要に応じて、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※在職証明書・就労状況申告書・自営業勤労証明書・タイムスケジュール・診断書・申立書・求職活動状況申立書は海田町の様式となります。海田町ホームページからダウンロードできます。

③ 町県民税課税（非課税）証明書

令和2年度（令和元年度） 町県民税課税（非課税）証明書	令和2年1月2日以降に海田町へ転入された方のみ提出 （令和2年1月1日時点の住民登録のある市町村で発行されます。）
令和3年度（令和2年度） 町県民税課税（非課税）証明書	令和3年1月2日以降に海田町へ転入された方のみ提出 （令和3年1月1日時点の住民登録のある市町村で発行されます。）

※提出を省略できる場合があります。詳細はこども課までお問い合わせください。

※令和3年度町県民税課税（非課税）証明書は令和3年6月以降に提出してください。

④ その他

- ・保育料口座振替依頼書
- ・**通所（園）証明書（申し込み児童以外のお子さんが幼稚園等に通われている場合のみ）**
- ・児童扶養手当証書の写し又は戸籍抄本の原本（ひとり親の世帯のみ）
- ・障害者手帳または療育手帳等（在宅障害児（者）のいる世帯のみ）
- ・マイナンバーを確認できる書類

書類提出にあたっての留意事項

- ◆ **入所のための虚偽の住民票の異動などは認められません。**
- ◆ 同一世帯で2人以上の入所の場合は、②～④の添付書類の提出は1部を**最年少児**の申込書に添付してください。（上の子が既に入所している場合も同じ）
- ◆ 入所決定後、町県民税額等の変更により、保育料を変更することがあります。
- ◆ 申込書中「希望する保育期間」については、産休・育休明けで年度途中からの入所を希望される場合は、職場復帰される月から記入してください。
- ◆ **申込後に、住所・就業内容・家族状況等、申込内容に異動を生じた場合は必ず届け出てください。**

入所の決定について

保育認定後、利用調整により入所先を決定します。保育の必要な事由に該当しない場合は、入所が認められません。

利用調整とは、保護者の保育を必要とする事由の状況に応じて、利用できる保育所等を海田町が調整することです。

(1) 4月入所又は年度途中の育休復帰 1回目の利用調整

対象：令和2年12月25日（金）までに申し込みをされた方

2月中旬頃に入所承諾通知または入所保留通知を送付します。入所を承諾された方は、入所が決定した保育所等で準備物などの説明会を行います。

※入所決定後に入所を辞退する場合は、速やかに、こども課に「保育所等入所辞退届」を提出してください。提出がない場合は、保育料等の納付をしていただくことになります。なお、入所決定後に入所を辞退した場合は、5月入所からの調整となります。

(2) 4月入所又は年度途中の育休復帰 2回目の利用調整

対象：1回目の利用調整で保留になった方、令和2年12月25日（金）までに申し込みが間に合わなかった方

令和3年3月10日（水）までに入所申し込みをしてください。

令和3年3月22日（月）以降に、入所承諾通知または入所保留通知を送付します。

※1回目の利用調整で保留となった方は、申込書の提出は必要ありません。

※1回目の利用調整で保留となった方で、希望保育所等を変更したい方は、令和3年3月10日（水）までにこども課にて、変更の手続きを行ってください。（要印鑑）

※1回目の結果通知後に入所を辞退された場合は、2回目の利用調整の対象となりません。

(3) 5月以降入所の利用調整（各月1日入所）

対象：入所希望月の前月10日まで（10日が土・日・祝日で閉庁日の場合は、直後の開庁日まで）に申し込みをされた方

入所可能月の前月20日に、入所承諾通知または入所保留通知を送付します。

- 希望者が多数の場合は、希望する保育所等へ入所できない場合があります。
- 保護者が育児休業から復帰される児童で、令和3年9月以降の保育所等入所の方は、調整結果を2月下旬頃に電話連絡させていただき、正式な入所承諾通知書当は令和3年8月以降の送付を予定しています。

【入所希望保育所等の欄の記入について】

希望保育所等を記入してください。第1希望～第9希望まで記入することができます。
希望者が多数の場合は、希望する保育所等へ入所できない場合があります。

（（仮）みどりのもり認定こども園の場合）

令和4年1月に開園予定の（仮）みどりのもり認定こども園の令和3年度の入所（令和4年1月の入所可能日については、未定）については、令和4年1月以降の入所申し込み又は令和3年度に「さいわい保育園」「みどりのなあーさりい」に入所している方の転園のみを受け付けます。

【例】「みどりのなあーさりい」に入所希望の場合の記載方法

- ① 1月に（仮）みどりのもり認定こども園に転園を希望の場合
「みどりのなあーさりい（みどりのもり）」
- ② （仮）みどりのもり認定こども園に転園を希望しない場合
「みどりのなあーさりい」

- 『希望保育所に空きがない等 入所が困難な場合』の欄について、「入所できればどこでも良い」または「希望保育所に空きがでるまで待つ」のどちらかに丸を付けてください。この欄の意向によって、利用調整の方法が異なります。

「入所できればどこでも良い」の場合

希望保育所等欄に記入された保育所等に利用調整ができなかった場合、記入されていない保育所等であっても、入所が可能な保育所等があった場合、利用調整を行います。実費徴収がある保育所等に調整を行う場合があります。

「希望保育所に空きがでるまで待つ」の場合

希望保育所等欄に記入された保育所等のみ利用調整を行います。希望保育所等のみ記入してください。

- 『兄弟がいる場合の、兄弟別々の保育所等の入所について』の欄について、「可（別々の保育所等でも可）」または「不可（同一の保育所等のみ可）」のどちらかに丸を付けてください。

4月入所又は年度途中の育休復帰の利用調整に関する希望保育所等の変更は、令和2年12月25日（金）まで可能です。令和2年12月28日（月）から令和3年3月10日（水）までに変更された場合、1回目の利用調整は対象外となり、2回目の利用調整の対象となります。（要印鑑）

保育料について

保育料の決定は、**児童の両親及び児童を税の扶養あるいは健康保険の扶養家族としている親族の方の合計市町村民税及び児童の年齢**で行います。ただし、上記税及び保険の扶養家族となっていない場合でも、家計の主宰者と判断される場合には主宰者の所得に応じた保育料の決定を行います。また、保育料の算定の基礎となる市町村民税額は、毎年9月で切り替わります。

○令和3年4月～8月の保育料

……………令和2年度市町村民税額（令和元年分の所得が反映）等に基づき算定

○令和3年9月～令和4年3月の保育料

……………令和3年度市町村民税額（令和2年分の所得が反映）等に基づき算定

※1 令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児クラスの場合、保育料は無償となります。なお、延長保育料は無償化の対象外です。

※2 認定こども園（2・3号）の場合は、保育料は園へ直接お支払いください。

※3 「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育料は異なります。

※4 保育料の支払いは、原則として口座振替でお願いします。郵便局を含む各金融機関で取り扱っています。口座振替日は毎月末日です。

保育料は、保育所を運営していくための大切な財源です。

期限内に納付されない場合は、保育の継続ができない場合があります。また、決められた保育料を納入しない場合は、差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

副食費について

3歳以上児クラスの子どもについて、副食費（おかず・おやつなど）を各保育所等にお支払いください。支払先については、私立保育所及び私立認定こども園（2・3号）は各保育所等で設定している料金を直接各保育所等にお支払いください。海田町立つくも保育所は海田町にお支払いください。

なお、副食費について、以下の場合においては無償となります。

- ① 児童の両親及び児童を税の扶養あるいは健康保険の扶養家族としている親族の方が年収約360万円未満相当（市町村民税所得割額57,700円未満）の世帯の子ども
- ② 全ての世帯の第3子以降の子ども（第1子が小学校就学前）

※1 副食費の算定の基礎となる市町村民税額は、保育料と同じく毎年9月で切り替わります。

※2 市町村民税額が切り替わることにより、副食費の無償について状況に変更が生じる場合があります。

延長保育について

保育の必要量に応じた認定区分の利用できる時間帯【保育標準時間認定（7：15～18：15）、保育短時間認定（8：30～16：30）】を超えて保育を希望される場合は、「延長保育」となります。延長保育の申込み方法や利用料金等については、14ページの別添「延長保育事業の利用について」をご覧ください。

土曜日の保育利用

土曜日の利用は、原則、父母等全員が就労等で保育が必要な日に限ります。（保育を必要とする事由以外の私的な理由での利用はできません。）

なお、利用にあたっては、事前に在職証明書等によって父母等全員の土曜日就労の確認が必要です。

※土曜日就労の確認ができない場合、土曜日の保育を利用することはできません。

実費徴収について

各施設において、必要に応じ、副食費以外の実費徴収を行っています。（制服、教材費など）費用については、各施設にお問い合わせ、ご確認のうえ、申込みをしてください。

※ 希望保育所等について「どこでもいい」を選択すると、実費徴収がある保育所等に調整が行われる場合がありますので、ご注意ください。

実費徴収の金額による転園は認めておりません。

入所後

入所後、以下の事由が発生した場合、変更審査・手続きに時間がかかりますので、それぞれ書類を、手続き期限内に提出してください。

有効期限が満了となる支給認定の内容	手続き期限	提出書類
『妊娠・出産』の方	産後 8 週目の属する月の 15 日まで	【退所する場合】 ◆退所届
		【妊娠・出産の前にすでに就労で入所している方で、育児休業を取得され、育児休業中の継続利用が必要な場合】 ※審査の結果、継続利用が必要と認められた方のみ利用できます。 詳しくは、11 ページに掲載しております「入所後の育児休業取得による保育利用について」をご覧ください。 ◆変更認定申請書 ◆育児休業取得証明書 ◆育児休業に伴う入所継続申立書 (※保育所長の意見書は、こども課から各保育所に依頼します。)
育児休業中の継続利用の方	復職される前月の 15 日まで	◆変更認定申請書 ◇在職証明書 (現在提出している直近の在職証明の内容に変更があり、認定要件に変更がある場合のみ)
	復職後 2 週間以内	◆復職証明書
『求職活動中』の方	求職で入所した日から 90 日目の属する月の 15 日まで	【就職できなかった場合】 ◆退所届
		【就職が決まった場合】 ◆変更認定申請書 ◆「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類 ※「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類については、就労状況で異なります。(4 ページの「保育が必要な事由に該当する」ことを証明する書類を参照にしてください。)
『疾病・障がい』, その他の事由の方	診断書に記載の期間終了日の 2 週間前まで	【引き続き認定要件に該当する場合】 ◆変更認定申請書 ◆その要件を証明する書類 (診断書等)
		【認定要件に該当しなくなる場合】 ◆退所届
就労予定の事由	手続き期限	提出書類
就労予定の在職証明書を提出している方	採用後 2 週間以内	◆勤務後の在職証明書

変更となる事由	手続き期限	提出書類
仕事を辞める場合	仕事を辞めることが決定したら直ちに	【退所する場合】 ◆退所届
		【就業を希望し、就職活動をする場合】 ◆変更認定申請書 ◆求職活動状況申立書 ◆今後の求職活動計画書 ※求職中での入所は、原則、一年度に1回となります。(年度が異なっても、連続での入所はできません。)
妊娠・出産により仕事を辞める場合 (産休も含む)	仕事を辞めることが決定したら直ちに	【産前の8週間以前に辞める場合(産休も含む)】 ◆退所届 (※入院等で他の認定要件に該当する場合は、要件変更の手続きを行ってください。)
		【退所する場合】 ◆退所届
		【産前・産後の期間の入所を希望される場合】 ◆変更認定申請書 ◆母子健康手帳の表紙及び出産予定日の欄の写し
就労状況が変わり保育必要量変更する場合 〔標準時間⇔短時間〕	就労状況が変わることが決定したら直ちに	◆変更認定申請書 ◆在職証明書 ※審査の結果、必要量が変わらない場合もあります。
その他「保育を必要とする事由」、「保育必要量」、「認定有効期間」が変更する場合	変更する必要性が生じたら直ちに	◆変更認定申請書 ◆変更が必要となる状況が確認できる書類(診断書など) ※審査の結果、必要量が変わらない場合もあります。

※保育所に通算60日以上通所しない場合は、原則退所となります。

保育所は、保育の必要な事由に該当する児童をお預かりする施設です。**入所後も引続き、保育の必要な事由に該当する必要があります。**そのため、入所後は現況調査を行います。それにより保育の必要な事由に該当しないことが判明した場合や**調査書の提出がない場合・虚偽の内容があった場合**等は、退所の対象となります。(毎年夏頃に現状を調査します)

入所後の育児休業取得による保育利用について

(利用開始後) 保護者が育児休業を取得した場合に、既に保育所等を利用している児童の利用継続については、入所児以外の子(第2子等)の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として保育所等の**利用継続はできません**。

※ ただし、次のような児童福祉の観点を総合的に勘案したうえで、同一保育所等での一定期間の利用継続を認めることができるものとしています。

(1) 児童福祉の観点

① 2・3・4・5歳児クラス

集団指導が必要な場合

② 0・1歳児クラス

当該乳幼児の発達上環境の変化が好ましくない場合

(2) 利用継続できる期間

育児休業の対象となる児童が満1歳に達する以後の最初の3月31日まで

(3) 育児休業のために退所した場合

保護者の復職時に再度利用を希望し、申請する場合は、利用調整において、**育児休業に入られる前に入所していた保育所等に戻る場合には優先度を上げて利用調整**します。

休所日

保育所の休所日は、日曜日・祝祭日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。



【保育所等の住所・定員等】

保 育 所 等 名	定員（人）	開所時間	延長時間	
	住所	電話番号	駐車場	
私 立	明光保育園	100	7:15～18:15	18:15～19:15
		稲荷町 1-2	082-823-0366	○
	龍洞保育園	90	7:15～18:15	18:15～19:15
		中店 7-13	082-823-3354	○
	小さくら保育所	50	7:15～18:15	18:15～19:15
		寺迫 2 丁目 15-25	082-823-2079	○
	海田保育園	30 3 歳未満児クラスのみ	7:15～18:15	18:15～19:15
		日の出町 5-28	082-847-2235	○
	さいわい保育園	168	7:15～18:15	18:15～19:15
		南幸町 10-26	082-821-1550	○
	みどりのなあーさりい	30 3 歳未満児クラスのみ	7:15～18:15	18:15～19:15
		窪町 1-23	082-847-2650	○
	こうわ認定こども園海田	120	7:15～18:15	18:15～19:15
		畝 2 丁目 15-23	082-821-2500	○
	(仮) みどりのもり 認定こども園	66	7:15～18:15	18:15～19:15
		南幸町	082-822-4359 (海田みどり幼稚園)	○
公 立	つくも保育所	147	7:15～18:15	18:15～19:15
		南つくも町 11-15	082-823-3831	○

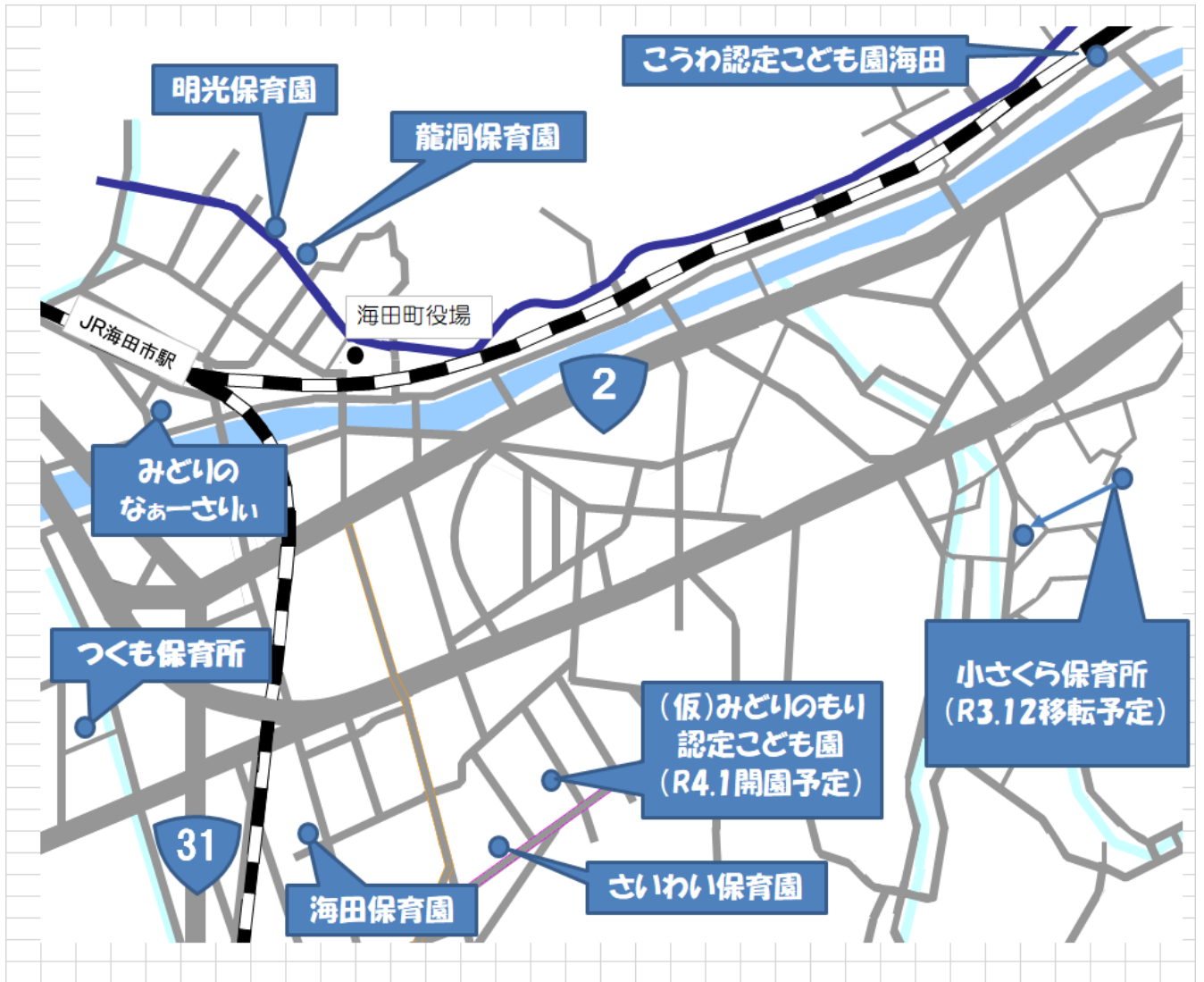
※ 保育の基本的な内容、保育料などは、公立・私立ともに一律です。

※ 保育所等への受け入れは、生後 6 ヶ月からとなります。

※ 海田保育園及びみどりのなあーさりいは 3 歳未満児クラスのみを受け入れを行っています。3 歳児クラス以降の継続は別の保育所等に転園となります。

※ 休日保育（日曜日・国民の休日に行う保育）については、明光保育園で実施します。

【位置図】



延長保育事業の利用について

保育の必要量に応じた利用時間【保育標準時間認定（7:15～18:15）、保育短時間認定（8:30～16:30）】を超えて保育を希望される場合は、「延長保育」となります。利用を希望される場合は、別途、延長保育申込書を提出してください。（私立保育所等に入所が決まった場合は、再度、入所保育所等へ延長保育申込書を提出してください。）

※育児休業中、産前産後は原則、延長保育は利用できません。

【保育の利用時間と延長保育時間】

7:15	保育標準時間認定（11時間） 【7:15～18:15】			18:15	19:15
7:15	8:30	16:30	18:15	19:15	
延長保育 【②ア】 (有料)	保育短時間認定（8時間） 【8:30～16:30】		延長保育 【②イ】 (有料)	延長保育 【①】 (有料)	

(1) 延長保育の利用時間

- ① 開所時間を超える延長保育【対象者：保育標準時間認定、保育短時間認定】
18時15分～19時15分〔1時間〕
- ② 開所時間内の延長保育【対象者：保育短時間認定】
 - ア. 利用時間前：7時15分～8時30分〔1時間15分〕
 - イ. 利用時間後：16時30分～18時15分〔1時間45分〕

(2) 利用形態

- ① 月単位利用・・・利用時間を固定し、事前に利用申込みを行い、1ヶ月単位で利用する形態
(申込みをされた場合、利用の有無に関わらず料金がかかります。)
- ② 臨時利用・・・臨時的に1時間単位で利用する形態（事前連絡等は必要）

(3) 延長保育時間の計算方法

「保育短時間認定」の利用時間は、利用時間前【②ア】と利用時間後【②イ】の合計時間とします。なお、1時間に満たない場合は、1時間とします。

(4) 利用料金（1時間あたり）（延長保育料は無償化の対象外）

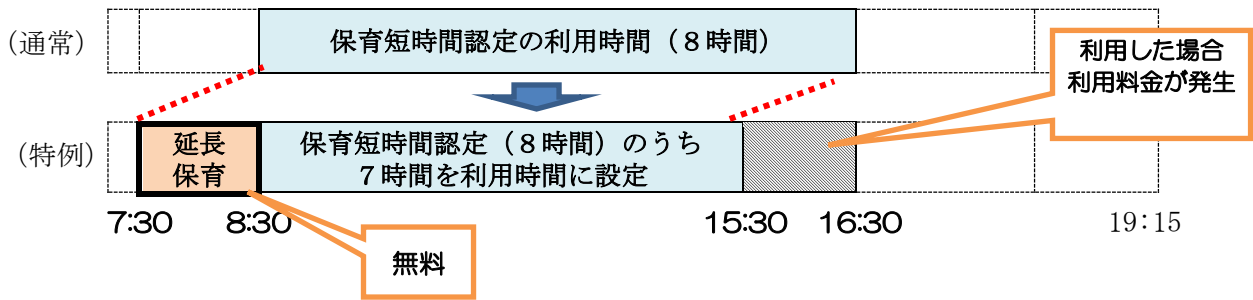
月単位利用（月額）	臨時利用（1時間）
3,000円（第2子：2,000円）（第3子以降：1,000円）	500円（第2・3子以降も同額）

(5) 利用料金の特例

「保育短時間認定」に限り、月単位利用の延長保育の利用申込み時に、開所時間内で延長保育として利用する時間分（30分単位）だけ、短時間認定の利用時間を短縮させた利用時間を設定した場合、その時間分の延長保育料は無料とします。（設定できる時間は1つのみで、7:30～9:00までに登園するように設定する必要があります。）

なお、設定した時間を越えた場合は、短時間認定の利用時間内であっても、延長保育の臨時利用料金に準じた利用料金が発生します。（詳しくは次ページのイメージ図をご覧ください）

【延長保育利用料金の特例の時間設定イメージ図】



(6) 申し込み先

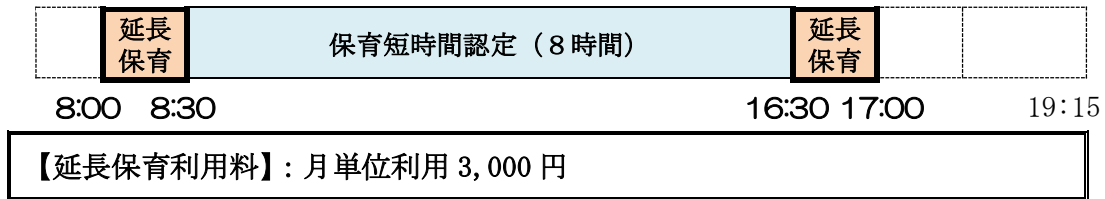
- ◆私立保育所等：各保育所（園）等に直接申し込み下さい。
- ◆公立保育所：つくも保育所又はこども課

(7) 延長保育利用料の支払い先

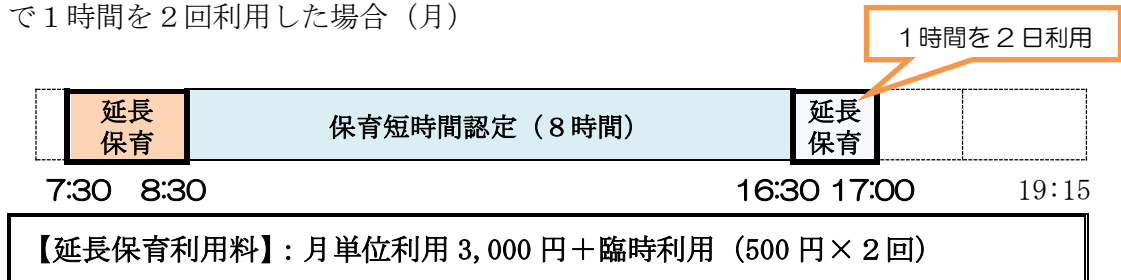
- ◆私立保育所等：各保育所（園）等
- ◆公立保育所：月単位利用は保育料と一緒に徴収，臨時利用はつくも保育所

【利用イメージ】

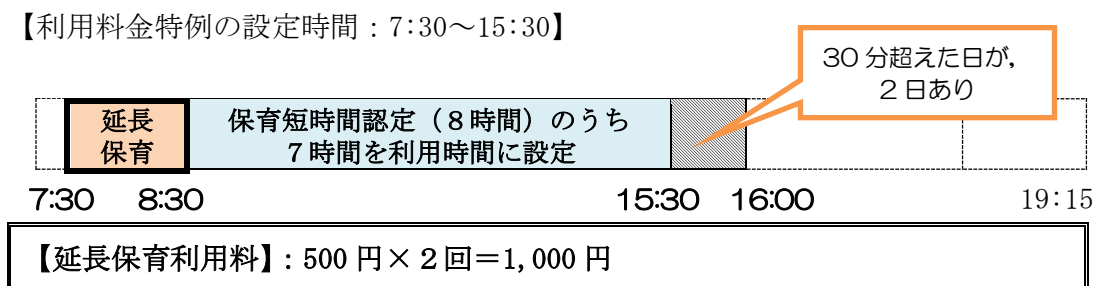
- ① 保育短時間認定者が利用時間前 (②ア) 30分と利用時間後 (②イ) 30分を月単位で利用した場合 (月)



- ② 保育短時間認定者が利用時間前 (②ア) 1時間を月単位で，利用時間後 (②イ) を臨時利用で1時間を2回利用した場合 (月)



- ③ 保育短時間認定者が，利用料金の特例を活用し，利用時間前 (②ア) 1時間を月単位で利用したが，設定利用時間を30分超えた日が2日あった場合 (月)



【お問い合わせ先】

海田町役場 福祉保健部 こども課

電 話 082-823-9227

FAX 082-823-9627

〒736-8601

広島県安芸郡海田町上市14番18号（1階5番窓口）

開庁時間8：30～17：15（土日祝日除く）